

『皇明條法事類纂』卷四十六・刑部類・官司出入人罪 譯註稿(一)

明律研究會・井上充幸・祁蘇曼・豊嶋順揮

はじめに

【前稿までの経緯と到達点】

本會はこれまでに、『皇明條法事類纂』（以下『事類纂』と略稱）卷四八・刑部類・斷罪引律令に收められたの三つの條例の譯註稿を發表してきた。^①

「斷罪引律令」とは、『大明律』卷二八・刑律・斷獄に規定される法令であり、裁判で罪を定める際には必ず律を引用せねばならないこと、時の皇帝から發せられた單行指令（すなわち條例）による定罪は臨時的措置であり、律を補完するための永續的な規定としてはならないこと、という二つの原則について規定したものである。そして『事類纂』「斷罪引律令」所收の三つの條例は、いずれもこの原則をめぐる實務上の問題点とその解決策について述べたものであり、譯註を施すことを通じて、明代中期の當事者たちがどのように考えを持ち、いかなる議論を展開していたかを浮き彫りにした。

まず譯註稿（上）で扱ったのは、第一條「陳言干礙法司條例須要會議例」であるが、この條文中においては、おおよそ次のような議論と提言がなされている。

成化十六（一四八〇）年の時点において、すでに現行の「内外新舊

の條例」、すなわち成化年間において成立した全國一律に通行すべき條例のみならず、特定の地方にのみ適用されるものや、成化帝即位時に革除されることなく前代から引き継ぎ援用され続けているものに至るまで、數多くの條例が併存している状態にある。そしてそれらの中には、特定の案件にのみ適用すべき限定的なものもあれば、同様の案件についても適用可能な普遍性を有するものもある。また、一つの案件に對して適用可能な條例が複數存在する場合もあり、それらの間で犯罪構成要件に對する認定の基準や科すべき刑罰の輕重が食い違うことが多い。こうした問題に對處すべく、中央の三法司（刑部・大理寺・都察院）が共同で現行の條例を調査・整理し、『見行條例』として編纂・發布すべきである。

續く譯註稿（中）で取り上げた第二條「問囚犯擬罪不該載引律比附明白方許奏請」は、當時の裁判業務において問題となっていた、比附をめぐる議論が中心となっている。比附とはすなわち、律に正確に該當する條文が無い罪を裁くために、これに近い罪を定めた條文を援用し、その規定に準據しつつ犯した罪に應じた適正な量刑を行うという、一種の類推解釋による法運用の方法を指す。そしてこの第二條では、おおよそ次のような議論が展開されている。

比附を行う場合には、その都度必ず皇帝の裁可を経るという、『大

明律』卷一・名例律・斷罪無正條に規定された原則を遵守しなければならぬ、というのが、太祖洪武帝以來の「祖法」であった。ところが、明建國から百年以上を経過した現在、そうした原則が守られなくなる傾向がみられるようになった。その背景には、裁判官による恣意的な法の運用と、それによる冤罪事件の多発、ならびに裁判業務の停滞という、當時の裁判の現場における問題が存在する。さらに、比附によって生み出された條例が累積していった結果、裁判の現場において依據すべき先例として、革除を命じられた後も援用され続けるといふ事態が生じている。ちなみに、新帝の即位と同時に前代までの條例を革除することは、これまたやはり代々遵守すべき「祖法」であった。

そして、譯註稿(下)で扱った第三條「禁革妄稱會定比附律條例」では、第二條に述べられた事態を受けて生み出された、比附の事例を集めた判例集の發禁處分をめぐる議論が展開されている。

ここでも問題とされたのは、やはり過去の比附の事例があたかも現行の條例と同じものであるかのように扱われ、本来なされるべき皇帝の確認と裁可を得るといふ手續きがないがしろにされている、という点であった。さらに、現場からの要請に應じて、すでに同様の判例集が多数出版され、全国的に普及しているという當時の實情についても浮き彫りにされた。

以上の検討を通じて、明代中期の成化年間において、『大明律』および條例などの副次法典に基づく統一的な法體系の整備と、法の適用基準や運用方法の確立が、現場の實務擔當者の側から強く求められつつあった、という事情についてあらためて確認することができた。

【副次法典や條例集との關連】

かくして、明代中期を畫期として、『大明律』を補完し、統一的かつ効率的な法の運用を可能ならしめる新たな法典編纂の必要性が、現場の側からも中央の司法の側からも認識され共有され始めることとなった。そしてそれを受けて、現行の「内外新舊の條例」のうちから必要不可欠なものを精選し、その要點のみを抽出して普遍的に適用可能な條文にまとめ、『大明律』の項目に従って配列して参照の便を圖る、という編纂方針に基づく新たな法典が整備されていった。こうして弘治十三(一五〇〇)年に完成を見たのが『問刑條例』だったのである。そしてその編纂過程においては、個々の條例について、その成り立ちからいかなる變遷を経て現行の形になったのかという、すべての經緯を確認・理解したうえで編纂作業を進めていく必要があった。かかる膨大な時間と手間を要する作業を行うために作成されたのが、『條例全文』およびそこから派生した『事類纂』をはじめとする各種の條例集だったのである。²⁾

【『事類纂』『斷罪引律令』から同「官司出入人罪」へとつながる問題意識】

上述のように、明代中期以降、中央の司法官僚の主導により法典が編纂され、その統一的運用を圖るため、内外に對して幾度となく『大明律』の原則の遵守を徹底するよう「通行」しているものの、ここで注意しておきたいことの1つは、それが必ずしも劃一的・硬直的に事案への對處を行うことを意味しているわけではない、という点である。

例えば、「斷罪引律令」所收の第三條の條文からは、實務經驗豊富な官僚であれば、『大明律』を踏まえつつ實際の案件に即した形で巧

みに條例を運用することは十分に可能であつて、場合によってはその方がより適切かつ柔軟な對處が可能になる、という考え方が内外の官僚の間に共有されている様子を讀み取ることも可能である^③。

ところがこれとは對照的に、經驗不足の新任官僚にとつてそれは極めて困難であるため、不十分な律學知識や不適切なマニュアルに依據して、ともすれば結果として不適切な判決を下すことになる、とも認識されている^④。そして實際にそうなつてしまつた場合、すなわち裁判官が結果的に不當然判決を下したと認定された場合には、「官司出入人罪」によつて處斷されることになるのだが、ここで注目すべきキーワードが「參語」である。この言葉については後ほど説明するが、この參語によつて示される、初審擔當の裁判官による罪情認定と量刑の根據の妥當性をめぐつては、地方の現場と中央とではその評価や判斷が食い違ふケースも見受けられる^⑤。『問刑條例』などの副次法典が、地方と中央の雙方から希求されたのは、『大明律』という基準・原則にのつとりつつ、地方と中央の間に存在するギャップを解決していく上で、より實用性の高い參照基準が必要とされたためであると言えよう。これから『事類纂』所收の「官司出入人罪」に關する條例の譯註稿を作成していくに當たり、そこで扱われている案件とそれに對する當時の官僚たちの對應方法、さらにそれを通じて何うことのできる彼らの考え方について、上記のような視點からも検討を加えていきたい。

それでは次に、「官司出入人罪」と「參語」について、順に検討を加えておこう。

【「官司出入人罪」について】

『事類纂』の譯註に先立つて、まず『大明律』卷二八・刑律・斷獄

「官司出入人罪」の規定を確認しておこう。

- ① 凡そ官司 故らに人を罪に出入したるに、全出 全入せる者は、全罪を以て論ず。
- ② 若し輕きを増して重きと作し、重きを減じて輕きと作せば、増減したる所を以て論ず。死に至らしめたる者は、坐するに死罪を以てす。
- ③ 若し罪を斷じて入るるに失したる者は、各々三等を減ず。出すに失したる者は、各々五等を減ず。
- ④ 並べて吏典を以て首と爲し、首領官は吏典より一等を減じ、佐貳官は首領官より一等を減じ、長官は佐貳官より一等を減じて罪を科す。若し囚 未だ決放せられず、及び放ちて而して還た獲はれ、若しくは囚 自ら死すれば、各々一等を減ずるを聽す^⑥。

まず「官司 人を罪に出入す」とは、不當然斷罪を行うこと、すなわち裁判官が有罪の被告を無罪にしたり（出）、無罪の被告を有罪にしたり（入）することを意味する。そしてそのような誤審が行われたと認定された場合、不當然判決を下した裁判官は、故意（「故」）におこなつた場合（①）と過失（「失」）の場合（③）、それぞれに應じて處罰される（②）こととなる。なお④は、流外官に適用する場合の規定、ならびに罪囚の狀況に應じた規定である^⑦。

【參語について】

明代における參語の使用例やその解釋については、現存する訴訟案卷・讞詞集・律學書・文集や政書などの中に様々な形で記されてい

る。以下、これらの史料に即して参語の基本的な定義について確認していくこととする。

参語の實際の用例を示す訴訟案卷として、徐顯功『不平鳴稿』四卷（崇禎三（一六三〇）年序鈔本、南京大學歷史學系資料室所藏）が挙げられる。『不平鳴稿』は、明末の天啓四（一六二四）年から崇禎二（一六二九）年にかけて、徽州府歙縣の潘氏の族人間で起こった、佃僕の歸屬や墳墓の盜伐をめぐる一連の訴訟に關する文書類を編纂したもので、裁判の經緯や行政側の對應に至るまで、當時の訴訟の實態を詳細に知ることのできる貴重な史料である。そしてこの中に含まれる複數の形式の文書のうちで注目すべきは、「某公審決参語」あるいは「某公受囑参語」などと題された一連の参語形式の文書である。

詳しくは別稿に譲るが、これによれば参語とは、州縣などの衙門において裁判を擔當した裁判官（親審官）が、斷案を下して裁判を終結させるに当たり、結審に際して原告・被告の雙方を法廷に集め（當堂）、直接斷案を申し渡すために作成する判決文書の一種である、と定義することができる。そのため参語は「審語」とも呼ばれることがある。また一方で、處置・量刑に至るまでの手續きのことを指すこともあり、さらにそのような文書形式そのものを指す言葉としても使われる、ということが理解できる。

次に律學書の参語について確認しておこう。律學書は法司の學習用教材として作成されたものであるため、そこに記される内容は、當時の一般的な理解を示すものと見做すことができる。その代表的なものの一つは、萬曆朝から崇禎朝にかけて司法官員を歴任した蘇茂相が編纂した『大明律例臨民寶鏡』であるが、これに記された参語の文書形式の分析を通じて、以下のことが判明する。

これも詳しくは別稿に譲るが、すなわち参語の内容は、基本的に主

觀的な事實關係の認定（事件の顛末と是非の判定）、及び處理結論という二つの部分に分けられる。そして、案件が裁判官の自理の範圍に屬する場合、参語の役割は處分結果を當事者全員に明示するものとして存在している、ということである。しかし、案件を上司に報告する必要がある場合、すなわち中央の判斷を仰ぐべき重大な案件の場合には、参語の役割はあくまで参考意見として位置づけられることとなる。

参語の「参」の意味は提頭詞の分析によって明らかにすることができる。例えば、『淮揚雜錄』卷五の批文には多くの種類の提頭詞が収録されているが、これらを比較すると、参語の「参」とは「参詳」、すなわち綿密な調査と細かい研究によつて結論が導かれることを意味することが分かる。これは、裁判官が参語を作る前に事件關係者を尋問し、事件の經緯を詳細に調査し、事件の是非曲直を究明せねばならないという、裁判官の任務に對應・合致するものと言える。

以上のことから、参語とは、一連の裁判業務に直接携わつた司法官自らが、斷案の根據を示すために作成した重要な文書であることが分かる。

【明代中期における参語の運用をめぐる問題點】

前述の参語についての理解を踏まえた上で、ここからは明代中期における参語の運用をめぐる問題點について、あらためて確認しておく。

明代における参語の用例については、『明實錄』によれば、古くは景泰年間の薛瑄の上奏にまで溯ることができるが、そこではすでに「今法司罪囚を發擬するに、多く参語を加えて奏請したれば、律意は變亂せられ、刑罰は中を失する」という實態が指彈されており、

「一に祖宗の律令に依りて、妄りに參語を加えざらんこと」が提言されている。訳註稿(下)においても指摘したように、この「妄りに參語を加える」行爲は、その後の皇帝の代替わりごとに發せられる即位詔において禁止され続けるなど、明代中期における司法の運用に重大な支障を來す問題となっていた。

正統朝から成化朝にかけて一貫して司法畑を歩んできた王槩は、大理寺において審録を行った案件の中から差し戻し(駁回)したものを集めた事例集を残しているが、その中に參語の不當な使用を理由に差し戻した案件が収録されている。その内容は、「詐りて錦衣衛官校と稱し、外(省)に在りて事務を體察し、官府を欺誑し」、ならびに「詐りて内使の批文を爲りたる」計七名の犯人は、いずれも原審の段階で「常例に照らして發落し難」いほどの重罪を犯したとされているが、これに對して王槩は、成化帝の即位詔を根據として、彼らは確かに重罪犯ではあるものの、「却つて常例に照らして發落し難きの字樣もて參したるも、未だ例に於いて違礙有りや無しやを審らかにせず、俱に停當を欠けば、以て類奏し難し」と斷じて駁回する、というものである。¹⁰⁾

この一文、ならびに譯註稿(下)や歴代の即位詔の内容から窺える問題点を整理すると、まず初審を擔當する裁判官が、自身の心證に基づいて、「常例に照らして發落し難し」などの用語を用いて通常の律を適用せず、比附などを利用して恣意的に嚴罰を當てる傾向が存在するということ、そして中央に上げられる重大案件に附された參語は、本來は參考意見に留まるものであるにも拘わらず、監察官の職務怠慢や有力者への付度などの様々な理由によって、それがそのまま成案として上級審を通過してしまう事例が多發していることが挙げられる。

さらにこの時期には、通常の律を當てた場合と比較して、著しくバラ

ンスを缺く不適切な運用が參語を根據として成されているにも拘わらず、本來であればそれをチェックして中央に報告し、案件を原審の衙門に駁回する役割を擔うべき上級衙門が、充分にその機能を果たすことができず、結果として參語が律や例などの法典に準じるような形で機能していること、そしてそれが司法の運用上の重大な問題として認識されている、という點が重要である。そしてもう一つここで注意すべきことは、「妄りに」という言葉には、あくまで不當な亂用を非難するというニュアンスが込められているのであつて、參語の援用そのものを全面的に禁じているわけではない、という點である。

以上に指摘した問題點と、それを生み出した歴史的・社會的背景については、後の「解説」においてさらに敷衍する形で論じることとしたい。

【『事類纂』所收の「官司出入人罪」に關する條例について】

『事類纂』卷四六・刑部類・官司出入人罪には、目錄によれば以下の八つの條例が收められている。

- 第一條 「申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故入人罪例」
- 第二條 「宛平大興二縣取撥庫役穩婆辦納刑杖例」
- 第三條 「通行内外問刑衙門不許妄加參語擅擬差官例」
- 第四條 「參問官員依律科斷例」
- 第五條 「原問官不許妄加參語例」
- 第六條 「按季取穿錢搭鈔人夫例」
- 第七條 「問刑不許拘泥成案信憑參語及將重情俱擬不應竝以誣告捏作輕告」

第八條 「緝訪參送法司囚犯原問官明知冤抑畏禍不與辨理者以故入人罪論」

このうち第二條と第六條は、首都北京のお膝元である宛平縣と大興縣に對して割り當てられていた、中央の各衙門が必要とされる人員や物品の調達に關わるものである。なぜこの二條がここに収録されたのかは不明であるが、あるいは『大明律』「官司出入人罪」の條文への註記の中において、「法外用刑」の事例として擧げられる刑具に關連してここに置かれたものかもしれない¹¹⁾。そうであればむしろ「囚應禁而不禁」あるいは「故禁故勘平人」などの項目（いずれも『大明律』卷二八・刑律・斷獄、および『事類纂』卷四六・刑部類）に分類する方が妥当とも思われるが、これ以上詳しいことについては、稿を改めて論じることとしたい。

それ以外の六條は、タイトルに含まれる參語・參問・參送などの語に明らかなように、いずれも當時の裁判實務の場面における「參語」の取り扱いをめぐる問題が、それを理解する上で重要な鍵を握っていることを物語っているのである。

そして、これらの議論が直接の出発点として位置づけているのが、天順八年正月二十二日に發せられた成化帝の即位詔の一節¹²⁾なのであるが、『事類纂』卷四六「官司出入人罪」第一條の直前に記される「問刑革去條例不許妄引參語」という一文で開始される件り（畫像コマ番號 0046-00031 を参照）には、後半にまさしくその成化帝の即位詔の一節がそのまま引用されており、「官司出入人罪」の第一條以下に續く議論の出発点と位置付けるべき箇所に置かれているのである。ところが『事類纂』卷四六卷頭の目錄には項目として立てられておらず、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」も楊本も、同「獄囚誣指平人」

第一條「禁革官員人等生事擾害妄指平人爲盜例」の末尾に接續する一文として扱っている。しかしながら、内容から判斷して、これは本來「官司出入人罪」の最初の條文として置かれたはずのものであったが、目錄から漏れてしまったため、結果として現状では宙に浮いたままになっていると考えられる。

よって本譯註稿は、まずこの問題の一文を最初の條文として扱い、次いで「申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故入人罪例」について検討を加えていくこととしたい。

本稿は、東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』卷四十六、刑部類「官司出入人罪」條の翻刻に、譯註と解説を附したものである。この史料の解題および本譯註の基本方針については前稿を参照されたい¹³⁾。

原文翻刻の底本には、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」(<https://iiit.dl.ic.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home>) につて公開されているデジタル寫真を用いた。これは二〇一八年八月より東京大學總合圖書館から公開されているもので、原本を除けば現在確認できるなかで最も高精度なものである¹⁴⁾。

翻刻に際しては、可能な限り原本に忠實な翻刻を心がけたが、俗字・假借字については「切（竊）」の形式で正字に改めた。また、本會が講讀するなかで發覺した誤字については、「人」「又」のように表し、脱字は「〔.:〕」とし、その理由を註記した。なお、楊一凡主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編第四冊（北京・科學出版社、一九九四年）所收の標點本テキスト（以降「楊本」と略稱）は、古典研究會による影印本（汲古書院、一九六六年）を底本とし、誤植や理由不明の修訂が多いことから句讀の参考にするにとどめた。

譯註① 天順八年正月二十二日 節該欽奉詔書内 一款

● この條例の校勘には、以下が利用できる。

臺灣中央研究院傅斯年圖書館所藏『大明九卿事例案列』（以下『九卿』と略稱）第二十二册

『皇明詔令』嘉靖十八年刊本景印（一九六七年、臺北成文出版社）

『憲宗實錄』卷一、天順八年正月乙亥條

原文

問刑革去條例、不許妄引參語。奉旨惟「推」^{〔校勘記二〕}問、不許徑自參奏、文職犯賊爲枉法滿貫充軍、^{〔軍〕}^{〔校勘記三〕}職侵^{〔欺〕}^{〔校勘記三〕}枉法滿貫革去管事。

天順八年正月二十二日 節該欽奉詔書内一款、凡問囚犯、今後一依大明律科斷、照例運磚・做^{〔工〕}^{〔校勘記四〕}・納米等^{〔項〕}^{〔校勘記五〕}發落。

所有條例并宜革去、及不許深文妄引參語。〔其有〕^{〔校勘記六〕}奉旨推問者亦^{〔必〕}^{〔校勘記七〕}須經由大理寺審錄、母^{〔母〕}^{〔校勘記八〕}徑自參奏。致有枉人、文職原籍爲民、枉法滿貫照例^{〔舊〕}^{〔校勘記九〕}充軍、軍職侵欺、枉法滿貫不許管軍・管事、帶俸差操。^{〔舊〕}

- 〔校勘記一〕 「詔令」「實錄」は「推」に作る。「詔令」に據る。
 〔校勘記二〕 「事類纂」は「軍」を缺く。「詔令」に據って補う。
 〔校勘記三〕 「事類纂」は「欺」を缺く。「詔令」に據って補う。
 〔校勘記四〕 「事類纂」は「工」を缺く。「詔令」に據って補う。
 〔校勘記五〕 「事類纂」は「項」を缺く。「詔令」に據って補う。
 〔校勘記六〕 「事類纂」は「其有」を缺く。「詔令」に據る。
 〔校勘記七〕 「詔令」「實錄」は「必」に作る。「詔令」に據る。
 〔校勘記八〕 「詔令」「實錄」「九卿」は「母」に作る。「詔令」に據る。
 〔校勘記九〕 「詔令」「實錄」は「舊」に作る。「詔令」に據る。

訓讀

刑を問ふに條例を革去し、妄りに參語を引くを許さず。旨を奉じて推問するに、徑自に參奏するを許さず、文職賊を犯さば枉法滿貫充軍と爲し、軍職の侵欺せば枉法滿貫革去管事とす。

天順八年正月二十二日の節該の欽奉せる詔書の内の一款に、凡そ囚犯を問ふに、今後一に『大明律』に依りて科斷し、例に照らして運磚・做工・納米等の項もて發落せよ。所有る條例は并べて宜しく革去し、及び深文して妄りに參語を引くを許さず。其れ旨を奉じて推問せる者有らば、必ずや須く大理寺の審錄を經由し、徑自に參奏をすること母かれ。枉人を有るを致さば、文職は原籍爲民とし、枉法滿貫は例に照らして充軍せしめ、軍職の侵欺せるは、枉法滿貫は管軍・管事を許さず、帶俸差操とす。

譯註② 申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故人 人罪例

天一閣藏『條例全文』（『天一閣藏明代政書珍本叢刊』所收、以下『全文』と略稱）

『九卿』第二十二册

條例タイトル・上奏年月日・題奏者・題本タイトル

原文

申明通行問刑衙門不許深文妄加參語故人罪例

成化八年正月初七日刑部尚書陸^{〔陸〕}等題^{〔校勘記二〕}、爲成^{〔陳〕}^{〔校勘記二〕}

言脩省事。⁽²⁰⁾

【校勘記二】『九卿』には「謹題」に作る。原文に據る。
【校勘記二】『全文』『九卿』は「陳」に作る。『全文』『九卿』に據る。

訓讀

申明して問刑衙門に通行し深文して妄りに參語を加へ故らに人を罪に入るを許さざるの例

成化八年正月初七日刑部尚書陸 等謹んで題すらくは、脩省を陳言せんが事の爲にす。

河南清吏司案呈(刑科) 出(白昂の題本の一部)と成化帝の即位詔

原文

河南清吏司案呈⁽²¹⁾、奉本部送刑科抄出到⁽²²⁾「刑」科等科⁽²³⁾都給事中白昂等題⁽²⁴⁾「校勘記四」前事内一件、「内外法司問擬囚犯、已有定制永爲遵守。合無今外」後⁽²⁵⁾「校勘記五」不許法外妄加參語、故入人罪。庶使政令均一、人無嗟怨」。開坐具題。奉聖旨「該衙門知道」。欽此。欽遵抄出送司。

伏觀天順八年正月二十二日節〔該〕⁽²⁶⁾奉詔書内一款、「凡問囚犯、今後一依『大明律』科斷、照例運磚・做工・納米等項發落。所有條例并宜革去。不許深文妄引參語、濫及無辜」。欽此。欽遵外、合⁽²⁷⁾「校勘記七」都給事中白昂等、蓋恐奉行未至、又奉「奏」⁽²⁸⁾前因。案呈到部。

【校勘記三】『全文』『九卿』は「刑」に作る。『全文』『九卿』に據る。
【校勘記四】「事類纂」には「爲」がある。『全文』『九卿』に據る。
【校勘記五】『全文』『九卿』は「外」に作る。『全文』『九卿』に據る。
【校勘記六】「事類纂」は「該」を缺く。『全文』『九卿』に據る。
【校勘記七】『全文』『九卿』は「今」に作る。『全文』『九卿』に據る。
【校勘記八】『全文』『九卿』は「奏」に作る。『全文』『九卿』に據る。

訓讀

河南清吏司案呈すらく、本部より送りたる刑科の抄出を奉じたる刑科等科都給事中白昂等の題したる前事の内の一件に、「内外法司の囚犯を問擬するに、已に定制の永えに遵守せられ爲る有り。合にすべきや無や、今後、法外に妄りに參語を加へ、故らに人を罪に入るを許さざらんことを。政令をして均一ならしめ、人に嗟怨無からしむるに庶からん」と。開坐して具題す。聖旨を奉じたるに「該衙門知道せよ」と。此を欽しめとあり。欽遵して抄出し司に送る。

伏して天順八年正月二十二日の節該の奉じたる詔書の内の一款を觀るに、「凡そ囚犯を問ふに、今後一に『大明律』に依りて科斷し、例に照らして運磚・做工・納米等の項もて發落せよ。所有る條例は并べて宜しく革去すべし。深文し妄りに參語を引き、濫りに無辜に及ぶを許さず」と。此を欽しめとあり。欽遵したるの外、今都給事中白昂等、蓋し奉じて行へども未だ至らざるを恐るれば、又た前因を奏したるならん。案呈し部に到る。

原文

合再申明通行在京法司、并錦衣衛・在外巡按監察御史、并大小問刑衙門、今後問擬囚犯、悉遵欽奉詔書內事理「例」〔校勘記九〕、依律照例、議擬發落「依律議擬、照例發落」〔校勘記一〇〕。不許深文妄引參語故入人罪。果有情〔校勘記一一〕重難擅發落者、明白奏請定奪。緣係陳言事例、及奉欽依「該衙門知道」事理、未敢擅便。具題。
次日奉聖旨、「是」。欽此。

【校勘記九】

『九卿』は「例」に作る。『九卿』に據る。

【校勘記一〇】

『全文』は「依律議擬照例發落」に作る。『全文』に據る。

【校勘記一一】

『九卿』は「罪」に作る。『事類纂』『全文』に據る。

訓讀

合に再び申明して在京の法司並びに錦衣衛・在外の巡按監察御史、並びに大小の問刑衙門に通行し、今後囚犯を問擬するに、悉く欽んで奉じたる詔書の内の事例に遵ひ、律に依りて議擬し、例に照らして發落すべし。深文し妄りに參語を引き故らに人を罪に入るを許さず。果たして情重くして擅みだりに發落し難き者有らば、明白なれば奏請し定奪すべし。緣りて陳言の事例、及び奉じたる欽依の「該衙門知道せよ」の事理に係れば、未だ敢へて擅便にせず。具題す。
次日聖旨を奉じたるに、「是なり」と。此を欽しめとあり。

解説

明朝の司法制度は、明初にその大枠は完成している。『大明律』や司法を擔當する衙門、司法行政における諸手續きなどは、洪武年間にすでに整備されている。このような整備された法典、機構、制度は裁判に統一的な規準、言い換えれば明人に合意された「公正さ」をもたらしものであるように思える。ところが、明代のほとんどの時期では、裁判機構の統制が取れておらず、法の運用にも明確な規準が存在しなかつたらしい。

それでは、明朝はそうした状況に對して全く手を打たなかつたかといえ、そうではない。例えば成化・弘治期には五年一次の會審など監察官の巡回による審査や、上位衙門への報告、その報告についての審査という形で裁判機構の統制がはかられる。しかし、これらの動きの中で律の解釋などに共通の認識があつたわけではなく、統一的な法運用がなされてきたとは言い難い。それが實現したのはさらに後の萬曆年間ごろになつてからであつた。²⁶⁾

もちろん『明律』という依るべき法典はある。しかし、その律に對する知識は一部の問刑官に限られていたし、明代には『唐律疏義』のような國家による公式の解釋を示した注釋書も存在しなかつた。²⁷⁾

罪を引き當てる際に參考とすべきものが無いのであれば、その規準は常識や自身の經驗知に頼るしかない。こうした状況の中で、重大案件を審理し斷案を作成すれば、必然的に擔當官が主觀から導き出した恣意が入り込んでしまふだろう。意識的であれ無意識的であれ、それはバイアスがかかったものになり得た。

こうした状況の中で事件關係者に尋問をして作成されたものが參語であるなら、上級審でそれを鵜呑みにし、それを根據にした審理を行

なってしまつては、絶對的規準たる『明律』の真意を枉げることに
なつてしまふ。參語の使用はこうした「公正さ」を歪める危険性を孕
むものであつた。

それに對して弘治年間まで明朝は皇帝の代替わりごとに、その即位
詔で條例を革去し「一依『大明律』科斷」と宣言している。第一條と
して取り上げた條例は成化帝即位の際に發出されたものであるが、や
はりここでも必ず律によつて斷罪すること、その「公正さ」を維持
しようとしていることがわかる。律の解釋について議論が深まるのは
嘉靖を過ぎてからであるから、明確な規準を定めて「公正な」裁判を
實現するという點ではこの宣言はあまり効果がなかつたのだらう。⁽²⁾

次代の弘治帝の即位詔では、條例の革去は行われず、そのために
「一依大明律科斷」という條款も存在しなかつた。このことは、明代
の司法行政における一つの方針轉換のように思える。

方針轉換というと、明朝は律による劃一的な法運用を諦めて、「例」
による柔軟な法運用を目指し始めたようにも思えるが、實際にはそう
簡単に結論づけられるものでは無いだらう。この時期の裁判機構の變
動は、それまでの方針を諦めて方針轉換を圖つたものなのか。あるい
はそれまでの方針を基にして發展していくものであつたのか。これを
明らかにするためには、この時期の明人が司法の現場で目指した「公
正さ」が何かを明らかにする必要があるだらう。そして、そうした
「公正さ」が何であるのかを示してくれるのが本稿の取り上げる『事
類纂』卷四十六「官司等出入人罪」に載録された條例たちである。一
部の例外を除いて、いずれも裁判における「公正さ」を實現するため
の規準を定めたものであり、これらによつて即位詔に限らない明人の
「公正さ」の一端を見ることが出来るであらう。

本稿が取り上げた第二條もそうした裁判の「公正さ」を確保するた

めのものである。この條例は、刑部尚書の陸瑜が成化八年正月初七日
に上奏した(A)題本とそれに対する返答の聖旨で構成されている。
(A)の題本の中には河南清吏司の案呈が、その案呈の中には刑科抄
出が入れ子状に引用されている。内容で分ければ刑科抄出の中に
(B)白昂の上奏文の一部とそれに對する返答の聖旨が引用され、そ
れに(C)成化帝の即位詔などが加えられたものが河南清吏司の案呈

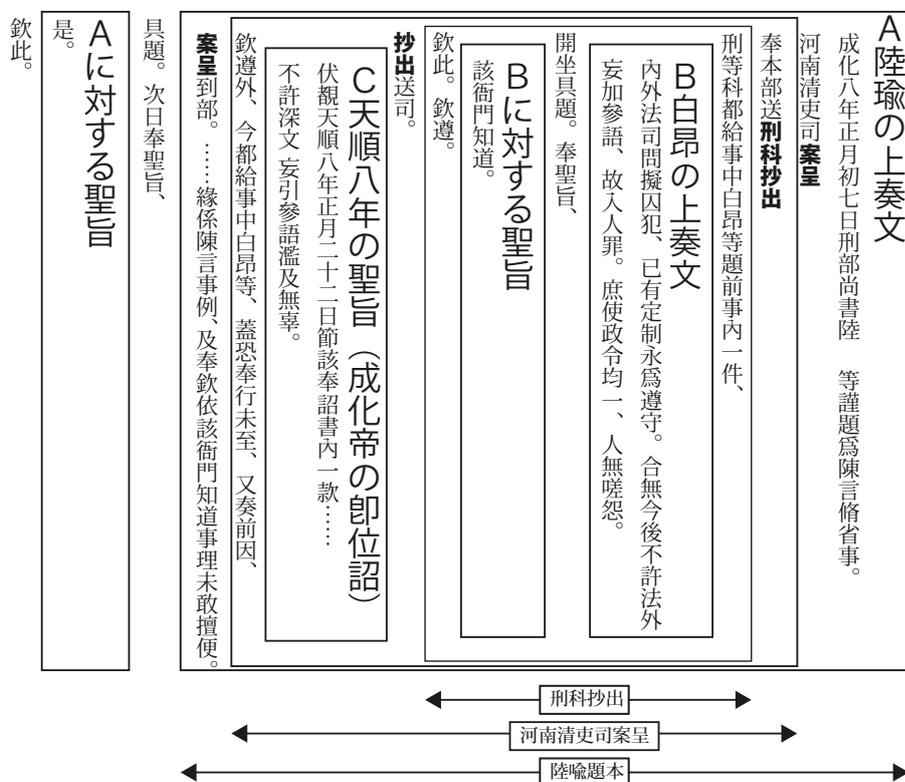


圖 1

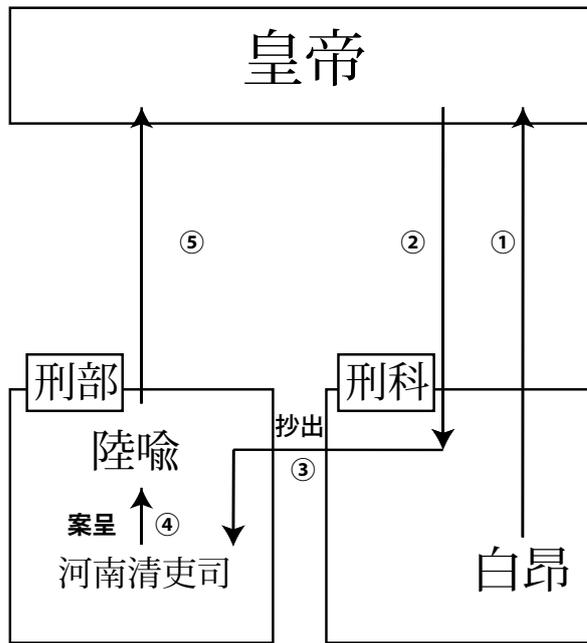


圖2

である。そして陸瑜自身の提案を述べ、それに對する返答の聖旨が加えられる【圖1】。

これを文書傳送の順に整理すると、次のようになる【圖2】。最初白昂が①上奏したものに、皇帝が②返答としての聖旨をつけ、その後刑科が③「抄出（＝コピーを作成し、關係衙門に發信）」した。ここまですが（B）である。それを刑部の河南清吏司が④「案呈（＝上官に提出）」し、それに對して陸瑜が意見を付け加えて⑤上奏する。この上奏が（A）である。

まずは（B）白昂の上奏文から見ていこう。この部分は現場において問題を發見、提起するものである。

内外の法司が監獄に捕らえられた囚人を審査し罪を決定する際には定制があり、長らく遵守されてきました。今後は不當に參語を加えて、故意に人に罪を加えるのを許さないようにしてはいかがでしょうか。そうすれば政令の適用は一律となり、人の怨嗟も無くなる結果となることでしょう。

この部分が、（B）白昂の題本の一部である。「開坐」とあるように、本来は箇條書きの提案が連なるものであったと考えられるが、ここでは關係する部分のみが引用されている。

ここで提起されているのは、「今後は不當に參語を加えて、故意に人に罪を加えるのを許さないように」するという部分である。先に解説した通り參語とは審理を擔當した官の判決結果である。この參語は、より上位の衙門で罪を決定する際には、原則として參考意見にとどめておくべきものであるにも拘わらず、それを鵜呑みにし、それを根據にした審理を行ってしまう事例が多發したのである。しかも、參語が下級審の擔當官の主觀に基づいて示されたものであった場合、それは「公正さ」を保證するような規程には決してなりえない。そもそも絶対的な規程として『大明律』があるのだから、それを適用すればよいのであって、そこに主觀が入ってしまうことで罪を不當に重くしてしまうのでは怨嗟が生まれてもおかしくはない。だからこそ禁止されるべきとされていた。

つまりここで加えてはいけないものとされているのは、下級審の擔當者の主觀的な判断である。そうしてかかる不當な參語の使用を禁止することで、一律な法運用を期待したのである。ただこうした參語の不適切な使用を禁止し、一律に『大明律』に従うべきとする法令はそれ以前からあった。それが（C）天順八年正月二十日に發せられた即

位詔の一部であり、第一條として載せられている條例と同じものである。続く部分ではこれを引用して再確認を行なっている。

伏して天順八年正月二十二日に發せられた詔書内の該當する一款を見てみますと、「監獄に捕らえられた囚人を審査し罪を決定する際には、今後一律に『大明律』に従って「科斷」し、例に照らし合わせて運磚・做工・納米の刑罰にあてて「發落」せよ。あらゆる條例はすべて必ず「革去」せよ。法文を援用してみだりに參語を加えて節度なく無罪の人物に罪が及ぶことは許さない」とあります。

ここでは、囚人の罪を決定する際に行うべきことが示されている。もともと罪を決定する際には、『明律』に記載されている條文によって罪が決定される。しかし、『明律』にある條文だけで現實の犯罪行為に對應するのは不可能である。そこで「條例」を用いた變則的な判決を下すことがあるのだが、即位詔によって前代の「條例」は、「革去（＝取り消し）」されるのが通例であった。

この憲宗の即位詔も、前代の「條例」を「革去」し、「條例」を節度なく援用することで、いたずらに罪が及ぶことを許さないとしている。そして、必ず『明律』に従って「科斷」し、例によって運磚・做工・納米で「發落」するべきとしている。

ここでいう「科斷」とは「刑を引き當てること」である。⁽²⁹⁾『明律』に定められた罪を定めることは、それに對應する刑罰を定めることになる。ただし『明律』は五刑によって刑罰を定めているが、五刑はあくまで刑名の理念體系であり執行される刑罰ではない。⁽³⁰⁾實際に五刑が執行されることはなく、ほとんどが「贖罪」という方法をとつてい

た。「贖罪」とは、滋賀秀三によれば「刑罰の執行という社會にとつて痛みでしかない國權の發動に代えて、犯人の資力と勞働力を國家の需要に向けて生産的に動員しようとする手法」⁽³¹⁾であり、これは洪武年間から實施されていた。そして、こうした「贖罪」という方法で五刑に相當する刑罰を執行することを「發落」という。要するに『明律』に従って「科斷」し、例によって運磚・做工・納米などで「發落」せよ。（二依『大明律』科斷、照例運磚・做工・納米等項發落。）⁽³²⁾というのは、『明律』によって罪と刑罰の重さを決定し、例に照らしたうえで決定された刑罰の重さに相當する運磚・做工・納米などの刑罰を執行して處理せよ、ということを言っている。

ただし先にも述べたように、一律に『明律』に依るとは言っても律の解釋などに共通の認識があったわけではなく、統一的な法運用がなされていたとは言い難い。⁽³³⁾やはり「科斷」をする際に擔當官の恣意が入り込んでしまうことが想定される。ここでも「法文を援用し妄りに參語を加えて節度なく無罪の人物に罪が及ぶのを許さない」と參語の不適切な利用を禁止している。

この即位詔は白昂の上奏から八年遡る天順八年に發布されたものである。(A)で提起された參語によって判決が歪められる問題は天順八年の時點ですでに存在しており、かつ禁止されていたことが分かる。そうであるにもかかわらず改善は見られなかったということだろう。それを踏まえた上で、続く部分では陸瑜が自身の意見を述べている。

今都給事中の白昂等は、勅命を奉じて通行したのにもかわらぬいまだ實行されていないことを恐れて、先ほどの上奏を再び上奏したのでしよう。それが案呈されて刑部にやって來ました。再

が重ねて在京の法司、ならびに錦衣衛・在外の巡按監察御史、ならびに大小の問刑衙門に通行させて、監獄に捕らえられた囚人を審査し罪を決定する際には、必ず謹んで受け取った詔書の内の事例に従い、律に従って議擬し、例によって「發落」し、法文を援用しみだりに參語を加えて節度なく無罪の人物に罪が及ぶのを許さないようにすべきです。果たしてこの次第が重大であり獨斷で刑の執行をしがたい者がいたのなら、罪が明白であれば申し立てを行い、可否を決定しましょう。

ここで陸瑜が提案したのは「再び重ねて在京の法司、ならびに錦衣衛・在外の巡按監察御史、ならびに大小問刑衙門に通行」すること、つまり周知徹底を行うことであった。この上奏に對する返答として、次日の聖旨には當然というべきか「それでよい」と裁可がくだされた。

即位詔でも歴代確認されてきた「一依『大明律』科斷」すべきであるという意識は、少なくとも少数の問刑官の中に存在していた。つまり裁判の基準たり得るのは『明律』であり、それを一律に遵守すれば人々の間に「冤抑」が生じることもないという理念がある程度、合意されたわけである。

ただし今回扱った條例をはじめ、以降『事類纂』卷四十六、官司出入人罪で示される「公正さ」は、あくまで「お上の公正さ」というべきであるということ踏まえる必要がある。ここで許されない參語や深文というのは、絶対的規準たる『明律』の眞意を、意識的であれ無意識的であれ、枉げる行爲であった。しかし理念はそうであっても、下級の問刑衙門では參語のような擔當官による恣意が罷り通る状態であったことも事實だろう。それは個人の主觀が發露する場合もあれ

ば、律例知識の欽如による過ちの場合もあり、また現場の論理ではそれが合理的であった場合すらあるだろう。そうしたズレをどう解消していくかが、この時期の司法に求められていたのである。

註

- (1) 明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「『皇明條法事類纂』(卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(上))」(『立命館文學』第六六二號、二〇一九年)、明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』(卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(中))」(『立命館文學』第六六三號、二〇一九年)、明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』(卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(下))」(『立命館文學』第六七四號、二〇二二年)。以下、文中ではこれらをそれぞれ譯註稿(上)・譯註稿(中)・譯註稿(下)と略記する。
- (2) 以上について、詳しくは猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」(『立命館東洋史學』第四三號、二〇二〇年)を参照されたい。
- (3) 前掲註(1)譯註稿(下)七四頁下段の王恕の上奏に示される見解を参照。
- (4) 前掲註(1)譯註稿(下)七八頁下段の張教の題本や、同七九頁上段の林聰の答申に示される見解を参照。
- (5) 前掲註(1)譯註稿(中)四八頁下段の高銓の上奏や、同四九頁下段の董方の答申に示される見解を参照。
- (6) 『大明律』卷二八・刑律・斷獄「官司出入人罪」
凡官司故出入人罪、全出全入者、以全罪論。
若增輕作重、減重作輕、以所增減論。至死者、坐以死罪。
若斷罪失於入者、各減三等。失於出者、各減五等。
並以史典爲首、首領官減吏典二等、佐貳官減首領官一等、長官減佐貳官一等科罪。若囚未決放、及放而還獲、若囚自死、各聽減一等。
詳しくは谷井俊仁・谷井陽子譯解『大清律 刑律 II』(東洋文庫八九三、平凡社、二〇一九年)〈官司出入人罪(不當な斷罪)〉(二三二―二四七頁)を参照。
- (8) 『明英宗實錄』卷三三八・廢帝邸辰王附錄第五六・景泰五年二月戊子(七日)條
大理寺卿薛瑄言、「今法司發擬罪囚、多加參語奏請、變亂律意、刑罰失中。

- 請敕自今一依祖宗律令、不許妄加參語。」從之。
- (9) 前掲註(1)譯註稿(下)七六頁下段の董方および張謙の上奏に示される見解を参照。
- (10) 王槩『王恭毅公駁稿』(弘治五(一四九二)年高銓刻本)上「馬船附妄加參語」
緣田聚及與馬廷端・阮剛・于深・張山・胡海俱係詐稱錦衣衛官校、在外體察事務、欺誑官府、謝欽係詐爲內使批文情重人犯、俱難照常例發落。：(中略)：今擬前罪、無慮未明、兼又法司問囚、不許深文、妄引參語、亦有詔書事理禁約。今田聚等雖係情重人犯、却參難照常例發落字樣、未審於例有無違礙、俱欠停當、難以類奏。
- (11) 『大明律集解附例』卷二八・刑律・斷獄「官司出入人罪」
謂官吏因受人財、及法外用刑。將本應無罪之人而故加以罪、及應有罪之人而故出脫之者、並坐官吏以全罪。法外用刑、如用火燒烙鐵烙人、或冬月用冷水澆淋身體之類。
- (12) 『皇明詔令』卷一五・憲宗皇帝上・即位詔(天順八年正月二十二日)などを参照。
- (13) この史料に關する先行研究の整理や解題については猪俣貴幸・豊嶋順揮「明鈔本『皇明條法事類纂』原本調査記」(『立命館史學』(三三八)、二〇一八年)に、本譯註の基本方針については明律研究会・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「皇明條法事類纂」卷四八・刑部類・斷罪引律例 譯註稿(上)『立命館文學』(六六二)、二〇一九年)にそれぞれ示した。
- (14) このアーカイブおよび東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』については、小島浩之「皇明條法事類纂」電子化劄記——文獻學・資料學とデジタルアーカイブのはざま(『漢字文獻情報處理研究會編『漢字文獻情報處理研究』好文出版、二〇一八年)に詳細かつ多角的な説明と考察がなされているため、併せて参照されることをおすすめする。
- (15) 科斷・科斷とは罪名を定めて、刑名を割り當てること。解説にて詳述する。
- (16) 運磚・做工・納米・いづれも贖刑のこと。五刑の刑名を割り當てたあと、それに相応する贖刑を執行する。
- (17) 深文・深遠な文句のこと。ここでは意圖的に難しい文章を用いて持論を述べること、法文を援用して嚴しい判決を加えること。
- (18) 帶俸差操・入隊しながらも、正規の職任をもたない者を言う。ここでは役職を取り上げる懲罰のこと。
- (19) 陸・陸瑜(一四〇九―一四八九)字は廷玉、浙江鄞縣人。宣德八年の進士。刑部主事を授かり、員外郎郎中を経て、景泰三年山東布政司右布政使に昇進、その後左布政使に転じる。天順二年、當時の大學士である李賢の推薦で刑部尚書となる。この條例の時点では刑部尚書。翌年、病氣によって致仕することになり、弘治二年に卒す。
- (20) この題本が上奏されたことは『實錄』にも記事として記されている。
『明憲宗實錄』卷一百、成化八年正月乙巳條
刑部議覆都給事中白昂等陳言事、謂内外法司問擬囚犯、不許法外妄加參駁故入人罪。此實天順八年詔旨。宜通行内外刑官申明遵守。從之。
- (21) 河南清吏司・清吏司は刑部の所屬の官吏で、各衙門の刑事案件を分掌して司った。
- (22) 案呈・『史文輯覽』において案呈は「六部清吏司及び各處の經歷司の本衙門の堂上に呈するの文なり」と説明される。明清檔案においては、文書作成の擔當官が、堂官すなわち中央官庁の正・副長官に對して起草・提出した公文書(呈堂稿)を引用する際に使用する語。堂官はこれに署名して發送する。ここでいう「案呈」は河南清吏司が案呈した文書すなわち呈堂稿のことをさす。
- (23) 刑科抄出・「抄出」は文書の寫しを取って發出すること。ここでいう「刑科抄出」というのは刑科が抄出した文書のことをさす。
- (24) 刑科給事中・六科給事中の一つ。六科は都察院とは系統を異にする監察機構。また皇帝の決裁を受けた上奏を抄出し擔當衙門に通達する役割も持つ。
- (25) 白昂(一四七〇―一五〇三)字は廷儀、直隸武進縣人。天順元年の進士。南京禮科給事中を授かり、その後、刑科給事中を歴任し、成化七年に都給事中となる。この條例の時点では刑科都給事中。その後、監察・司法系の官職を歴任し都察院右副都御史刑部尚書にまで出世する。
『孝宗實錄』卷二〇一、弘治十六年七月庚寅條
致仕太子太傅刑部尚書白昂卒。昂字廷儀、直隸武進縣人。天順元年進士授南京禮科給事中、歷陞刑科給事中、應天府丞、南京大理寺少卿、南京都察院右僉都御史、右副都御史、南京兵部左侍郎。弘治初河決張、秋命以戶部左侍郎往治淮南北一帶。河道有功政刑部左侍郎陞都察院右副都御史刑部尚書加太子少保進太子太保十三年。
- (26) ここまでは谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』第五八卷第二号、一九九九年、谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」梅原郁編『前近代

- 中國の刑罰、一九九七年による。合わせて参考にされたい。
- (27) 吳艷紅「國家政策与明代的律注實踐」『史學月刊』二〇一三年第一期、二〇一三年
- (28) 谷井陽子「明律運用の統一過程」『東洋史研究』第五八卷第二号、一九九九年
- (29) 陶安あんど「律と例の間―明代贖法を通じてみた舊中國法の一斑」『東洋文化研究所紀要』一四〇、一九九九年、一九二〇頁
- (30) 陶安あんど「中國刑罰史における明代贖法―唐律的「贖刑」概念との比較」『東洋史研究』第五七卷第四號、一九九九年、一〇五頁
- (31) 滋賀秀三『中國法制史論集―法典と刑罰』創文社、二〇〇三年、一三四頁
- (32) こうした法解釋や法運用の不統一に關しては、「はじめに」でも述べたように、譯註稿(上)・譯註稿(中)・譯註稿(下)のなかで扱った三條の中にその様子を垣間見ることができる。合わせて参照されたい。

附記

本研究會は、立命館大學大學院研究會活動支援制度の助成を受けたものです。二〇二一年度の研究會參加者は、池田修太郎・猪俣貴幸・片保涼介・祁蘇曼・許雲鵬・豐嶋順揮(敬稱略・五十音順)です。

本稿は、二〇二〇年度に井上充幸(本學文學部教授)・猪俣貴幸・祁蘇曼・豐嶋順揮(本學博士後期課程)・許雲鵬・金豆・鄧子琦・彭浩・李冠儒(以上、本學博士前期課程・所屬は二〇二〇年當時のもの。敬稱略。)で會讀したものを、井上・祁・豐嶋が當時の議論とその後の調査に基づいて譯註稿にまとめたものです。講讀に参加した上記各位に謝意を表します。

井上充幸(本學文學部教授)

祁蘇曼(本學大學院博士後期課程)

豐嶋順揮(本學大學院博士後期課程)

